

板橋公園のあり方検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 板橋公園を改修するにあたり、基本構想を策定するため、板橋公園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本構想策定のために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 板橋公園の再整備に関する事
- (2) 板橋公園が今後も継承すべき機能に関する事
- (3) 板橋公園に新たに付加すべき機能に関する事
- (4) 板橋公園のゾーニングに関する事
- (5) その他、必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数で、区長が委嘱する委員5名によって組織する。

- (1) 学識経験者または専門知識を有する者 4名
 - (2) 区民 1名
- 2 委員の任期は令和4年3月31日までとする。
 - 3 委員会には委員長を置き、選出は委員の互選による。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
 - 6 第1項に掲げる者のほか、委員長は必要と認める者を会議に出席させることができる。
 - 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員又は委員以外の者から会議以外の場で意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、みどりと公園課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が別にさだめる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月10日より施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日にその効力を失う。